

令和5年度地域医療介護総合確保基金（介護分）主な改正内容について（抜粋）

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型施設の移転改築にかかる整備費の支援メニューを創設する。

1 災害イエローゾーン

（1）土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

（2）浸水想定区域等

- a 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- b 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- c 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

2 対象施設

- （1）広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- （2）広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- （3）広域型（定員30人以上）の介護医療院
- （4）広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- （5）広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- （6）広域型（定員30人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。）

3 対象事業

- （1）対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下、「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合
- （2）浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約

時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合。

4 整備内容

原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

- (1) 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- (2) 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- (3) 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- (4) 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- (5) 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

※補助単価（国の基準額であり、現在神奈川県基準は未決定となっております。）

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～61,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数
介護医療院	25,000～61,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,600千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。

※定員29人以下の介護施設については、従前より整備費の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象とする。